

監査公表第6号（平成22年7月16日、県公報第3136号登載）

「住民監査請求に基づく監査（平成22年度）」

請求内容：「平成20年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金について」

住民監査請求に係る監査結果

平成22年7月5日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成22年5月10日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

福岡県知事は、大野城市への平成20年度福岡県障害者共同作業所運営費補助金（以下「本件補助金」という。）に係る実績報告書（以下「本件実績報告書」という。）を受け、請求のとおり平成21年7月30日に3,805,000円で金額確定をしているが、大野城市は、補助対象外団体の備品897,750円を運営費補助金で購入している事実を確認しながら、補助対象作業所が購入したように虚偽の実績報告をしている。

この件に関して、大野城市は、補助事業が終了後の平成21年5月8日に146,055円の備品を購入した事実を確認しながら実績報告をしている。補助対象作業所であるA作業所の余剰金74,206円及びA作業所とB作業所が共益費で、別会計として積み立てた余剰金1,217,231円について、大野城市は金額を確認しながら精算を行っていない。

以上、虚偽の実績報告による金額確定は違法、不当であり、知事は補助金全額の決定取消をすべきである。

(2) 事実証明書

- ア 本件補助金に係る概算払請求書
- イ 本件補助金交付確定通知書
- ウ 本件補助金の事業実績報告に係る起案文
- エ A作業所の平成20年度運営事業実績報告に係る起案文
- オ A作業所への補助金確定通知書
- カ 備品購入に係る関連書類（申込書、見積書、請求書、領収証）
- キ A作業所の平成21年出納帳
- ク C施設平成16年度一般会計決算書
- ケ C施設平成17年度一般会計決算報告書
- コ C施設平成18年度一般会計決算報告書
- サ C施設平成18年度特別会計（積立金）決算報告書
- シ C施設平成19年度収支決算書
- ス C施設平成20年度収支決算書
- セ 平成20年度指定管理者交付金に係る補助金確定通知書
- ソ 障害者共同作業所補助金確定について（質問）
- タ 障害者共同作業所補助金について（回答）

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成22年5月10日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件実績報告書に基づき県が行った金額確定は違法、不当であり、福岡県知事は補助金全額の決定取消をすべきかどうかを監査の対象とした。

2 監査対象機関（監査対象所属）

福岡県福祉労働部障害者福祉課（以下「県障害者福祉課」という。）を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年5月31日に請求人から陳述及び証拠の提出を受けた。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象所属の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

(1) 経緯及び結論

ア 経緯

A作業所において、平成21年3月31日に運営費1,118,011円の余剰金が見込まれ、又、C施設において、1,217,231円の余剰金が見込まれた。

A作業所の運営委員長は、自らが会長を兼ねるD協会のために、A作業所の余剰金1,118,011円で、平成21年3月31日パソコン5台、レーザープリンタ1台、機器設置料及び保守料（以下「本件パソコン等」という。）を897,750円で購入し、同年5月8日にはパソコン用の机を146,055円で購入した。なお、これらについては、現在保管先は不明である。

（余剰金）

C施設特別会計余剰金1,217,231円については、A、B両作業所が移行したE地域活動支援センターの金庫に現金で保管されていたが、平成22年4月6日にE地域活動支援センター特別会計として開設された預金口座に入金されている。

A作業所余剰金74,206円についても、同年4月8日E地域活動支援センター特別会計として開設された口座に入金されている。

これらの預金口座は、E地域活動支援センターの入居する施設の指定管理者大野城市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の帳簿には計上されない口座で、今後、実績報告もしなくていい資金となる。

イ 結論

以上の経緯については、大野城市福祉課がすべて確認済みで処理した悪質な行為である。監査委員は、福岡県知事に対し、福岡県補助金交付規則（以下「県交付規則」という。）第16条により決定の取消を勧告せよ。

(2) 備品購入に係る証拠書類について

本件パソコン等は、A作業所の備品ではなくD協会の物品で、申込書及び領収証もその様になっている。また、大野城市福祉課も領収証を確認している。

大野城市に当該領収証の開示を求めても、「全書類の提出は受けたが、返却したので保有していない」として開示しない。全書類は、現在不明である。

そのことは、事業完了後、5年間の保管を条件としている福岡県障害者共同作業所運営費補助金交付要綱（以下「本件交付要綱」という。）第7条(6)に違反する行為である。

(3) 実績報告とその修正報告について

大野城市は、A作業所の実績報告書を平成21年4月30日、県へ提出したが、同年5月21日、金額確定後、同年6月終わりか7月初めに帳簿、領収証、伝票等、全書類の確認作業を行い、実績報告相違として、県に対し修正報告をし、県は平成21年7月30日に金額確定をしている。

修正した結果、余剰金が0円から74,206円になっている。

(4) 大野城市での確認について

ア 大野城市は、「平成21年6月終わりか7月初めに、A作業所の運営委員長が全書類を持参した」と説明しているが、同運営委員長は、同運営委員に対し、「同年4月30日、報告書と同時に平成20年度の全書類を提出した」と説明している。

大野城市は、同年5月1日以降の処理については、認識していると思われる。

イ 平成22年3月14日付けD協会の資料によると「A作業所の余剰金74,206円でD協会の物品を購入したが、74,206円を返還しなくてはならないのでD協会の資金で処理したい」旨、D協会の役員等に相談がなされている。

従って、大野城市の平成21年6月終わりか7月初めに全書類の存在を確認したという実績報告は、虚偽の報告と思われる。

(5) A作業所余剰金74,206円について

A作業所の収入は、県・市の補助金、国の緊急対策事業助成金、共同募金の配分金、利用者の作業工賃及び寄付金等である。作業工賃については、全額利用者に支払われており、運営費については、すべて公金である。県・市の補助金以外、金額確定の作業はない。当該余剰金については、A作業所が存続しているなら繰越金として運用しても、不当ではないが、A作業所は解散しており、県・市の補助金で精算すべきである。県・市の補助金の額だけの支出さえあれば、金額確定に問題ないという処理は違法、不当である。

(6) C施設余剰金1,217,231円について

当該余剰金は、A作業所、B作業所の負担金や寄付金等で、特別会計に長年積み立てされてきたものである。本来、年度年度で各作業所に返還し精算すべきであったが、緊急時必要な資金を確保するため、積み立てられてきたものである。当該余剰金は、特別会計として処理するのではなく、繰越金とすべきであるが、繰越金では、C施設の補助金減額等の問題があり、特別会計として切り離している。

平成21年3月31日では、繰越金(余剰金)となっている。

A作業所、B作業所は共益費として毎年各1,000,000円負担してきていたが、平成20年度でC施設の指定管理者業務が終了するので、各400,000円負担となっている。平成20年度負担金を減額して、余剰金1,217,231円は精算すべきと思われる。

提出された証拠は次のとおりである。

- ア 経理区分 E地域活動支援センター運営
- イ 公文書不開示決定通知書
- ウ 本件補助金の事業実績報告に係る起案文
- エ 障害者共同作業所補助金確定について(質問)
- オ 「A作業所」最終決算のご報告
- カ 会計処理(横断幕他)について
- キ 平成20年度一般会計決算報告書(A作業所)
- ク C施設管理運営に係る指定管理者交付金事業実績報告に係る起案文(平成20年度)
- ケ C施設管理運営に係る指定管理者交付金事業実績報告に係る起案文(平成19年度)

4 監査対象所属の陳述

平成22年5月31日に県障害者福祉課職員から陳述を受けた。その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

(1) 本件補助金の対象施設

本件補助金について、補助対象となる作業所は、身体障害者が利用するA作業所及び知的障害者が利用するB作業所の2つの小規模作業所である。

(2) 備品購入について

本件実績報告書に添付されたA作業所の収支決算書(見込書)に備品購入費が1,043,805円計上され、その内訳は、本件パソコン等が897,750円、パソコン用机が146,055円である。当該備品に係る領収証、諸帳簿類等の存在や、現在、E地域活動支援センターで管理・利用されていることについて、大野城市が確認している。

ア 本件パソコン等購入について

本件パソコン等購入に係る領収証については、D協会はA作業所の運営母体であり、その会長がA作業所の運営委員長も兼務していることから、あて名を「D協会」としてしまったものであることを、大野城市の担当者がA作業所の元担当者に確認している。

本件パソコン等については、E地域活動支援センターで管理・利用されており、当該補助金の目的である、本件交付要綱第2条の「新事業体系移行促進及び激変緩和措置としてその経費の一部を助成し、在宅の障害者の福祉の増進を図ること」に沿ったものである。

イ パソコン用机購入について

パソコン用机については、平成20年度内に本件パソコン等と同時期に納品したものであることを、大野城市担当者がA作業所の元担当者に確認している。また、A作業所の平成20年度収支決算書に計上されており、本件パソコン等を使用するためのもの

で、支払いは翌年度になってはいるものの、本件補助金の目的に沿ったものである。

本件補助金については、大野城市が市内の運営基盤が脆弱な作業所が円滑に運営され、かつ法定の新事業体系への移行が速やかに行われるために必要と認め、また本件交付要綱に定める補助金対象にあたりと報告したものであり、大野城市から提出された実績報告書及び大野城市に確認した内容を本件交付要綱に照らし合わせると、補助金の対象となるものであると考える。

(3) 余剰金について

A作業所の余剰金74,206円については、本件補助金の対象経費には計上されておらず、本件補助金の精算対象ではないと考える。

請求人が主張するA作業所とB作業所が別会計で積み立てた1,217,231円の余剰金については、平成20年度のA作業所とB作業所の経費から当該余剰金に支出はされておらず、本件補助金が余剰金に計上されたものではないため、本件補助金の精算対象ではないと考える。

(4) 結論

本件補助金については、本件交付要綱第2条に定める目的に沿って適切に実施されている事業であり、交付決定の内容や条件には反していないこと及び他の用途への使用ではないことから、県交付規則第16条に規定する取消には該当しないと考えている。

5 陳述に対する意見

監査対象所属の陳述に対し、平成22年6月7日に請求人から意見書が提出され、その概要は、次のとおりであった。

県障害者福祉課の陳述の内容は、大野城市の担当課への確認のみで、自分たちの目では確認していない。大野城市の担当課が都合の悪い回答をするはずがない。県の陳述内容は、疑問点だらけの陳述である。

県障害者福祉課の陳述では、「平成21年4月10日に提出された本件実績報告書に添付されたA作業所の収支決算書(見込書)によると備品購入費は、1,043,805円計上されている」となっているが、同年4月10日は、県障害者福祉課が指定した記入上の日付であり、実際は、同年4月30日ではないのかと考える。

大野城市は、74,206円は繰越金であり、精算対象ではないということで放置している。

74,206円がA作業所の備品であれば対象経費として、残額だったら対象経費ではないという金額確定は疑問である。

県障害者福祉課の陳述では、A作業所の元担当者に確認しており、内容は本件交付要綱に照らし合わせると補助金の対象となり、問題はないという陳述であるが、確認したのは、A作業所の元担当者ではなく、購入した本人(元責任者)の間違いである。購入した本人が都合の悪い報告をするはずはない。

A作業所の担当者は、本件パソコン等及びパソコン用機の現物は確認していない。

県障害者福祉課は、大野城市担当課の説明内容で備品購入の正当性を確認したと陳述しているが、言い逃れにすぎない。

また、はっきりしていることは、1,217,231円は、個人の金ではない公金である。

以上、悪質な行為であり、補助金全額の返還しかない。

6 監査対象所属に対する監査

県障害者福祉課に対し、平成22年5月21日から6月23日のうち11日間、本件補助金に係る交付申請書及び実績報告書などの関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

なお、陳述の後に行われた県障害者福祉課の現地調査結果についても、併せて監査の対象とした。

7 関係人に対する調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、本件パソコン等に係る納入業者に対して、その会社において、納入の経緯及び領収証の発行などについて、平成22年6月14日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件補助金の交付目的等について

本件交付要綱によると、本件補助金は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する事業へ直ちに移行できない障害者共同作業所のうち、平成20年度末までに法定事業への移行を計画している作業所に対し、新事業体系移行促進及び激変緩和措置としてその経費の一部を助成し、在宅の障害者の福祉の増進を図ることを目的に交付するものである。

本件補助金の交付については、県交付規則によるほか、本件交付要綱に基づき行うこととされている。

なお、補助対象経費等については、本件交付要綱第4条別表第2のとおりである。

別表第2 (本件交付要綱第4条関係)

第 1	<p>対象経費 障害者共同作業所の運営に要する次に掲げる経費であつて、知事が適当と認めたもの</p> <p>① 指導員等の人件費(職員給与、職員手当、共済費、賃金、旅費等)</p> <p>② 施設(建物等)の管理運営費(光熱水費、使用料及び賃借料等)</p> <p>③ その他の費用(消耗品費、食糧費、通信運搬費、委託料、備品購入費、燃料費、原材料費、教養娯楽費、設備購入費等)</p> <p>ただし、作業手当及び交通費等の利用者への支払金を除く。</p>						
第 2	<p>① 補助基準額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">[利用人員^(注1)]</td> <td style="text-align: right;">[年 額]</td> </tr> <tr> <td>5人～14人</td> <td style="text-align: right;">4,400千円</td> </tr> <tr> <td>15人以上</td> <td style="text-align: right;">5,400千円</td> </tr> </table> <p>ただし、事業期間が1年に満たない場合は、補助基準額を12で除して得た額に事業月額(月の途中で事業が終了した場合はその月は含まない)を乗じて得た額とする。</p> <p>② 重度加算額</p> <p><加算条件></p> <p>(ア) 作業所の利用人員が10人以上である。</p> <p>(イ) 利用人員の2分の1以上が「重度者」^(注2)である。</p> <p>[月 額]</p> <p>4,000円×重度者数^(注3) (1施設当たり10名を上限とする。)</p>	[利用人員 ^(注1)]	[年 額]	5人～14人	4,400千円	15人以上	5,400千円
[利用人員 ^(注1)]	[年 額]						
5人～14人	4,400千円						
15人以上	5,400千円						

注1 利用人員は、直近3ヶ月(当該年の1月～3月)の平均利用人員とする。

注2 重度者とは、療養手帳での「A」判定又は身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳での「1級」若しくは「2級」の判定を受けた者をいう。

注3 重度者数は、直近3ヶ月(当該年の1月～3月)の重度者数の平均とする。

(2) 本件補助金の交付手続の経緯について

- H20. 11. 12 補助金の交付申請書の受理(申請額4,536,000円)
- H20. 12. 15 補助金の交付決定(決定額4,536,000円)
- H21. 2. 4 変更交付申請書の受理(申請額3,805,000円)
- H21. 2. 18 補助金の変更交付決定(決定額3,805,000円)
- H21. 5 - 事業実績報告書の受理
- H21. 7. 30 額の確定(確定額3,805,000円)

(3) 本件実績報告書について

県障害者福祉課は、本件交付要綱第10条に基づき、本件実績報告書に添付された共同作業所収支決算書(見込書)及び所要額内訳等によって、金額等に誤りがないか、補助対象外経費はないかなどを審査している。

本件実績報告書は、平成21年4月10日付けとなっているが、実際に県が受理したのは、同年5月であり、その後、差し替えが行われている。

なお、差し替えた本件実績報告書に添付されているA作業所の平成20年度収支決算書(見込書)には、備品購入費1,043,805円、繰越金74,206円が計上されている。

(4) A作業所の備品購入について

備品購入費1,043,805円の内訳は、本件パソコン等897,750円とパソコン用机146,055円である。

ア 本件パソコン等の購入について

平成22年6月14日に行った納入業者に対する調査の結果、申込書、見積書、請求書及び領収証のあて名等はD協会となっていたが、納入業者が提示した商品取付明細/作業報告書によると、取付住所がA作業所の住所となっていた。

納入に関しては、平成21年3月31日に一旦パソコン5台を納入しようとしたものの、A作業所の都合により、1台だけを納入し、同年5月12日に残りのパソコン等の納入を完了している。

なお、現在、本件パソコン等は、E地域活動支援センターにおいて利用されている。

支出については、出納帳及び入・出金伝票により、A作業所の支出であることを確認した。

イ パソコン用機の購入について

平成22年6月7日に県障害者福祉課は、現地調査を行い、パソコン用机4台がE地域活動支援センターに設置されていることを確認したが、納品関係書類については、A作業所及び納入業者からも確認できていない。

その後、同年6月22日、県障害者福祉課は、E地域活動支援センターにおける現地調査において、パソコン用机は、上記4台とは異なり「AICHI車椅子対応折り畳みテーブル」1台であり、平成21年3月12日に発注され、納品が同年5月8日になされていることを確認している。

また、現在、E地域活動支援センターで、パソコン用机として利用されていることを確認している。

(5) A作業所の平成20年度収支決算書(見込書)に計上されている繰越金74,206円について平成21年2月4日付け変更交付申請書に添付されたA作業所収支予算書(見込書)によると、支出合計額は7,402,779円で、その内訳は補助対象経費の実支出額が3,830,000円、予備費312,779円を含む補助対象外経費が3,572,779円となっている。

一方、平成21年4月10日付け本件実績報告書に添付されたA作業所収支決算書(見込書)によると、支出合計額は7,341,937円で、補助対象経費の実支出額が4,158,188円となっており、328,188円増加している。また、予備費74,206円を含む対象外経費は3,183,749円であり、389,030円減少している。これは、当初予算で計上していた予備費312,779円の一部を補助対象経費の増加分に充当しており、繰越金はその残金74,206円を計上したものである。

(6) 請求人が主張する余剰金1,217,231円について

県障害者福祉課が大野城市に確認したC施設平成20年度収支決算書によると特別会計(積立金)に同額の計上がなされていた。

本件実績報告書に添付されているA作業所及びB作業所の平成20年度収支決算書(見込書)によれば、共益費としてC施設に対する支出が計上されていた。

2 判断

本件補助金について交付決定を取消すべき虚偽報告の事実の有無及び県交付規則第16条に規定する補助金の交付決定の一部又は全部を取消すべき事実の有無について判断する。

(1) 本件パソコン等の購入について

請求人は、本件パソコン等がD協会のもので、申込書及び領収証もD協会あてになっており、現在保管先が不明であると主張している。

しかし、本件パソコン等に関して、申込書及び領収証等のあて名は、D協会となっているが、納入については、平成21年3月31日にA作業所にパソコン1台が納入され、同年5月12日に残り4台及びプリンタ等が納入されて設定がなされていること、現在、E地域活動支援センターで利用されていること、また、支出証拠書類等により、A作業所の支出であると認められることから、A作業所の備品として購入されたものであると判断することができる。

(2) パソコン用機の購入について

請求人は、パソコン用機はD協会が平成21年5月8日に購入したもので、現在保管先は不明であると主張している。

しかし、県障害者福祉課が平成22年6月22日に行った現地調査によると、パソコン用機は「AICHI車椅子対応折り畳みテーブル」1台であり、発注は、平成21年3月12日になっているが、受注生産であるため、納入は、同年5月8日となっていることが判明している。現在、E地域活動支援センターで利用されていることや支出証拠書類等によりA作業所の支出であると認められることから、A作業所の備品として購入されたものであると判断することができる。

(3) 繰越金74,206円について

請求人は、繰越金は余剰金であり、A作業所は解散しているため、県・市の補助金で精算すべきであると主張している。

しかし、前述の事実関係の確認(5)に記述しているとおり、当初予備費312,779円の一部を補助対象経費の増加分に充当しており、繰越金はその残金74,206円を計上したものである。

従って、繰越金74,206円については、予備費の残であると考えられ、補助対象外経費であると認められる。

(4) 余剰金1,217,231円について

請求人は、A作業所及びB作業所が別会計で積み立てたもので、また、C施設の指定管理者業務が終了する時点で、余剰金は精算すべきであると主張している。

しかし、A作業所、B作業所及びC施設の平成20年度収支決算書によると、C施設に対して、共益費等の支払いがなされているものの、A作業所及びB作業所が別会計で積み立てたという事実は確認できず、請求人の主張は認めることができない。

なお、本件交付要綱によると、C施設は、本件補助対象の施設とはなっていない。

(5) 結論

以上により、本件パソコン等及びパソコン用机に関しては、これまで述べてきたとおり、一部不適正な事務処理が認められ、実績報告書受理後も修正が行われるなど不明朗なものとなっているが、現にE地域活動支援センターで利用されており、本件交付要綱の目的である新事業体系移行促進及び激変緩和措置の趣旨に沿ったものと認められる。

次に、A作業所の繰越金74,206円は、補助対象外経費であり、また、C施設の余剰金1,217,231円については、本件補助金で積み立てられたものではない。

こうしたことから、本件補助金について交付決定を取消すべき虚偽報告の事実及び県交付規則第16条に規定する補助金の交付決定の取消を行うべき事実は認められず、本件補助金交付決定の取消を求めるまでの違法性、不当性は認められない。

よって、請求人の請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

3 意見

本件補助金に関しては、これまで述べてきたとおり、年度末処理が適切に行われていないなど、一部不適正な事務処理が認められ、実績報告書受理後も修正が行われるなど不明朗なものとなっている。

また、県は、事実の把握に的確性を欠いた上、十分な説明がなされていないなど、調査のあり方に疑問を残した。

このため、本件補助金に係る補助対象経費の執行について、再調査するなど、本件補助金が補助目的に沿って適切に実施されているかどうかを自らも立証すべきである。